

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 7 月 12 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1800012号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第1800008号

第1 結論

昭和47年*月から昭和55年3月までの請求期間及び同年4月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年*月から昭和55年3月まで
② 昭和55年4月から昭和56年3月まで

請求期間①について、私はA大学の学生(学部4年、修士2年、博士3年)であったが、20歳になった昭和47年*月頃に、私の両親が私の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を払っていたと聞いていた。

請求期間②について、私は同大学の研究生であったが、同様に両親が国民年金保険料を払っていたはずである。

しかしながら、請求期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、両親が請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、請求者は国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする両親は、既に亡くなっています。証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者が請求期間①及び②当時の住所地であったと述べているB市及びC市に、請求期間当時の記録について確認を行ったが、当時の記録を確認できる資料は保管されていない。

さらに、請求者は年金手帳を所持していない上、オンライン記録によると、請求者が大学院卒業後に初めて共済年金に加入した昭和56年4月1日より前に、国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求期間①及び②当時において、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1800005号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1800017号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社（現在は、E社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和46年5月から昭和47年8月まで
② 昭和54年4月11日から昭和55年5月1日まで
③ 昭和56年12月から昭和58年9月2日まで

私は、請求期間①についてはA社、請求期間②についてはC社、請求期間③についてはD社に勤務していたが、請求期間①から③までの厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間①から③までを厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A社（勤務地は、F店）に勤務していたと主張しており、同社における上司の氏名を記憶していると陳述しているところ、オンライン記録において、当該上司の同社に係る被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求期間①において、A社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員35名に照会し、回答を得た16名のうち、請求者と同じF店に勤務していた1名は、請求者を記憶していないと回答している上、B社は、請求期間①当時のA社に係る資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者がF店で同じ仕事をしていた者として姓のみ記憶している同僚について調査を

行ったものの、A社における当該姓と同一姓の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

さらに、A社が昭和46年5月1日から加入していたG厚生年金基金の後継にあたる、H企業年金基金は、請求者の同社に係る加入員記録は確認できないと回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、C社が経営するスーパーマーケットであるI商店に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求期間②において、C社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、回答を得た1名は、請求者を記憶していないと回答している上、同社は、請求期間②当時の資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、C社から提出された請求期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬月額決定通知書（写）によると、請求者の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番もない。

さらに、請求者は、I商店においてレジ業務を担当していたと陳述しているところ、事業主は、請求期間②当時、レジ係は全員パート従業員であり、パート従業員は社会保険に加入させていなかったと陳述している。

- 3 請求期間③について、請求者は、D社（勤務地は、J店）に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求期間③において、D社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員33名に照会したところ、回答を得た12名のうち、請求期間③当時、請求者と同じJ店で店長だったとしている者及び同店で勤務していたとする者は、いずれも請求者を記憶していないと回答している上、E社は請求期間③当時のD社に係る資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者がJ店で同じ仕事をしていたと記憶している同僚については、姓のみのため特定することができず、当該同僚のD社における厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

- 4 このほか、請求者は、給与明細等の資料を所持しておらず、請求者の請求期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。